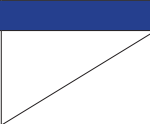
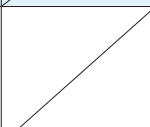
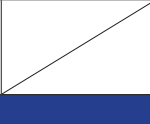


議 案 賛 否 一 覧													
○：議案に対して賛成 ×：議案に対して反対													
議 案				会 派 名 (下段は所属議員数)		自 由 風 クラ ブ	清 風 クラ ブ	日 本 共 産 党 議 員 団	公 明 党 議 員 団	水 土 里 の 会	未 来 へ の 風	無 所 属	議 決 結 果
区 分	番 号	件 名	概 要		審 査 し た 委 員 会		7	5	3	2	2	1	果
(市長提出)													
決 算	認定 第1号	令和2年度決算の 認定について(三条市 一般会計及び各特別会計)		(一般会計) 支出済額 640億5,132万4,104 円 (特別会計) 支出済額 190億 851万1,015 円	決算審査特別委員会		○	○	×	○	○	○	認定
	認定 第2号	令和2年度決算の認定について (三条市公営企業会計)		(水道事業会計) 収益的収支決算額 支出 20億4,416万8,898 円 当年度純利益 4,902万5,178 円 有収率 89.6% (下水道事業会計) 収益的収支決算額 支出 24億2,647万6,401 円 当年度純利益 1億1,660万5,003 円 接続率 68.4%	決算審査特別委員会		○	○	○	○	○	○	認定
(議員発案)													
条 例	議員発案 第1号	三条市議会政務活動費の月額の特例に関する条例の一部改正について	新型コロナウイルス感染症対策に関する施策の継続的な実施に向けた財源を確保するため、政務活動費の月額の減額に係る特例期間を延長することから、必要な改正を行うもの 施行期日：公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。				○	○	○	○	○	○	原案 可決
	議員発案 第2号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	新型コロナウイルス感染症の影響により、地方自治体の財政は引き続き厳しい状況に直面する中、令和4年度地方税制改正に向け、地方税財源の確保を要望する意見書を提出するもの 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣				○	○	○	○	○	○	原案 可決
意 見 書	議員発案 第3号	豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について	豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、豪雪地帯特有の課題に対し柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策の実施を要望する意見書を提出するもの 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣				○	○	○	○	○	○	原案 可決
	議員発案 第4号	コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について	私立高校生への就学支援金制度を拡充することなどを要望する意見書を提出するもの 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣				○	○	○	○	○	○	原案 可決
	議員発案 第5号	コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について	県独自の学費軽減制度を拡充することなどを要望する意見書を提出するもの 提出先：新潟県知事				○	○	○	○	○	○	原案 可決
(請願)													
請 願	請願 第15号	コロナ禍における学びを保障し、私学助成の拡充を求める請願	私立高校生への就学支援金制度を拡充することなどを要望する意見書の提出を求めるもの		総務文教常任委員会		○	○	○	○	○	○	採択
	請願 第16号	コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願	コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を講じることを要望する意見書の提出を求めるもの		経済建設常任委員会		×	×	○	×	○	○	不 採 択

決算審査特別委員会の様子



Check!

大綱質疑・質疑

9月定例会では
6会派が大綱質疑、
3人が質疑を
行いました。

1 議 第
号

三 条 市 過 疎 地 域 持 続
的 発 展 計 画 の 策 定 に
つ い て

Q この計画の第1章で下田地域の持
続的發展の基本方針、基本目標な
どを定めており、下田らしさを生かし
た取り組みを各分野において実施する
としている。

しかし、第2章から第12章まで各分
野にわたった計画で、市全域で実施され
ている事業も多く下田らしさを感じら
れない。

もう少し下田地域固有の課題等に
特化した方が良いのではないか。

A 本計画は、現時点での過疎対策事
業債の充当候補事業をもれなく掲
載すること、これから追加を検討する
事業においても柔軟に過疎債を活用で
きることを重視し、市全体で実施する
ものも掲載している。

Q 下田地域が過疎地域に指定された
経過はどうか。

A 過疎地域の持続的發展の支援に関

する特別措置法が本年4月1日に施行
され、下田地域が該当になった。計画
策定で特別措置を受けることができるた
め県と調整の上、本計画案を策定した。

Q 過疎債は充当率100%、元利償
還金の70%が地方交付税措置され
る。事業規模と起債上限はどうか。

A 過疎債を柔軟に活用できる計画案
で、市全体の財政シミュレーショ
ンの中で管理する。事業全体の予算は
作成しない。ソフト事業は国の財政状
況および県の予算配分により上限が示
される。

Q 過疎法の趣旨を問う。

A 特別措置を活用し地域の持続的発
展を促す。

Q 人口減少率などに数値目標を設定
するの。

A 具体的な数値目標は総合計画をは
じめ、各分野での計画を基に今後
別途設定する。

Q 合併以降特に下田地域の人口減少
が著しい要因、検証はどうか。

A 特定の要因に因果関係を求める
ことは困難。

Q 今後下田地域の計画事業における

市の削減効果を問う。

A ソフト事業で今年度4879万円、
令和4年度以降毎年2450万
円、ハード事業で今年度1510万円、
令和4年度以降は確定していない。

Q 地元負担金の軽減について問う。

A 特別措置による負担割合見直しの
予定はない。総合的に負担割合の
見直しが必要か個別に検討。

Q 見直しの際は将来に希望を持てる
計画とすべきではないか。

A 下田地域における課題も時代によ
って変化する。実情を把握しそ
の時々施策を検討し、住民が希望を持
てる計画となるよう努める。

5 議 第
号

財 産 の 処 分 に つ い て

Q 処分する土地(新潟市北区)の
土地所有の経過と現在の状態はど
うか。

A 県競馬の解散時に構成団体の共有
とされた。三条市の持ち分割合は
18分の2。土地は全体で21万3000
㎡、今回の売却は約5万7500㎡で
全体の27%。その他は太陽光発電所の敷
地や競馬場駐車場敷地で有償貸付中。未
利用地が約4万㎡ある。

6 議 第
号

令 和 3 年 度 三 条 市
一 般 会 計 補 正 予 算

Q 自宅療養している新型コロナウイルス感
染者への生活支援物資事業のス
キームと、自宅療養者の数の把握の方
法、どこにどのような業務を委託する
のか。また、いつから開始するのか。

A 事業内容とスキームは、新型ウイル
ス感染者で入院せず自宅療養する方
の生活と、濃厚接触者と判定された市民
の自宅待機中の生活を支援するため、必
要な日常生活用品の宅配等を行う。

具体的には、市のホームページ等に所
定の商品リストを掲載し、その中から選
択した商品について、経過観察期間中の
2週間につき一回、自宅に配送する。

自宅療養者などの把握は、最近の市内
の感染状況から推察し、9月から年度末
の来年3月まで450人程度と仮定し、
利用率30%程度と考えている。

商品の集荷については、イオン株式会
社を考えており、配達については、三条
タクシー株式会社および日の丸観光タク
シー株式会社への委託を考えている。

Q 県外就職した子どもがコロナ濃厚
接触者になった経験から、今回の
デリバリー事業は非常に重要だ。配達
商品は2週間に1回だが、当事者は後
から足りないものに気が付く。1週間